

# 府中市建築工事検査規程

平成 21 年 10 月 1 日 制 定

平成 24 年 4 月 1 日 一部改正

(趣旨)

第 1 条 市長が行う建築に関する工事(屋外附帯工事を含む。以下「工事」という。)の検査(以下「検査」という。)については、別に定めがあるものを除くほか、この規程の定めるところによる。

(検査の種類)

第 2 条 検査は、材料検査、中間検査、出来形検査及び完成検査の 4 種とする。

(検査員等)

第 3 条 前条の検査(材料検査を除く。)を行う者(以下「検査員」という。)は、別に定める者とする。

2 対象となる工事を担当する職員(以下「監督員」という。)を当該工事の検査員とすることはできない。

3 材料検査は、施工担当課の課長が行うことができるものとする。この場合において、施工担当課の課長は、必要があると認めるときは、監督員に検査を命ずることができる。

(検査の方法)

第 4 条 検査は、すべての契約書、仕様書、設計図書等と照合して行わなければならない。

第 5 条 材料検査は、当該工事材料の品質、寸法、数量等の仕様について行うものとする。

第 6 条 中間検査は、当該工事の工程、使用材料の適否その他工事が適正に行われるために必要な事項について、市長が必要と認める時期及び方法により行うものとする。

第 7 条 出来形検査は、当該工事の途中の完成した出来形について行うものとする。

第 8 条 完成検査は、当該工事の完成した出来形について行うものとする。

(検査の立会い)

第 9 条 中間検査、出来形検査及び完成検査には、当該工事の受注者のほか、監督員が立ち会うものとする。

(調書等の作成等)

第 10 条 検査員は、当該検査について調書又は指示書を作成し、市長に報告しなければならない。

- 2 検査員は、検査の結果、契約条項に違背していると認めるときは、直ちに相当の期間を明示して手直しを完了させるよう監督員に指示しなければならない。
- 3 市長は、第1項に規定する調書又は指示書について、当該工事の受注者にその内容を通知しなければならない。